

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO.1

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
1	飛騨	H26.5.1 (木) 9:10頃 54年	男	76	治山	約2週間	伐倒作業 (本数調整伐)	当日被災者は、同僚4名と共に本数調整伐作業に従事していた。 9時10分頃、対象木を伐倒後、次の伐倒木に向かって移動していたところ、何らかの状態で押さえつけられていた笹(根曲竹)が突然跳ね上がり、棒状になっていたと思われる先端部分が、左こめかみ付近に当たり受災した。(5cm程度の裂傷)	歩行に際しては笹及び灌木や枝条の跳ね上がり等に注意を払う。 フェイスガードあるいは保護めがね等の保護具の装着に努める。
号外	南木曾	H26.5.18 (日) 9:00頃 59年	男	79	造林	不明	現場管理 (育成受光伐)	当日被災者は、会社を6時30分に出発し、途中の阿寺溪谷の入口において他の現場班も含めた朝のミーティングを行った。 7時10分頃、当該作業に従事する社員14名(現場代理人1名、重機オペレーター3名、ワイヤー外し3名、荷掛4名、伐倒3名)とともに現地に到着し、午後から予定されているヘリ集材に備えて、重機オペレーター3名が行っていた荷卸し盤台付近の整理作業を見守っていた。 被災者は、プロセッサの調子が悪かったことからオペレーターBと打合せを行い、プロセッサの調子を見ながら同時に周囲の状況確認等を行っていた。 9時頃、グラップルのオペレーターAが玉切り材(人工ヒノキ、元口約30cm、長さ6.2m)を移動させようと、元口近くをグラップルで持ち上げたところ、予想以上に木材が旋回し、近くでプロセッサのオペレーターと打合せを行っていた被災者に当たり、その反動でプロセッサ左側の乗降部へ頭部を打ち付け、受災した。	林業・木材製造業労働災害防止規程第37条(立入禁止) 会員は、次に掲げる箇所、作業者を立ち入らせてはならない。 (1) 伐木造材機械による作業を行っている場所の下方で、材の転落又は滑りによる危険を生ずるおそれのある箇所 (2) 作業中の伐木造材機械又は扱っている材に接触するおそれのある箇所 (3) 伐倒作業中は、運転席から伐倒する木の高さの2倍を半径とする円の範囲内 (4) 造材作業中は、運転席からアーム・ブームを伸ばした距離の2倍を半径とする円の範囲内と材を送る方向

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 2

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
2	木曾	H26. 6. 10 (火) 10:00 頃 2 年	男	31	生産	約 1 ヶ月	伐倒作業	当日、被災者は伐倒作業に従事し、同僚 5 名は集材線の架設作業（同僚 A は先柱周辺、同僚 B（現場代理人）、C、D、E は盤台周辺）に従事していた。 10 時 00 分頃、被災者はカラマツ立木（胸高直径 14cm、樹高 17 m、古損木）を伐倒するため、カラマツ立木周辺の笹をチェーンソーで刈り払い、伐倒方法を定めるためカラマツ立木の根元を屈んでのぞき込んだところ、持っていたチェーンソーのバーの先端がカラマツ立木（地上から 45cm の箇所）に接触し、その際キックバックしたチェーンソーのバーが顔面（前額部から口唇部）に当たり受災した。	チェーンソーの反発力（キックバック、ブッシュバック、プルイン）に注意し、フェイスガード等の保護具の装着に努める。 - キックバック＝チェーンソーが木材や障害物に当たってガイドバーが作業者に向かって跳ね上げられる状態 - ブッシュバック＝下から上への切断中に挟まれたりした場合、チェーンソーが作業者に向かって戻ってくる状態 - プルイン＝上から下への切断中に挟まれたりした場合、チェーンソーが木材に向かって引かれる状態
3	岐阜	H26. 6. 26 (木) 10:30 頃 6 年	男	53	造林	約 8 ヶ月	伐倒作業 (保育間伐活用型)	当日、被災者は、同僚 A と森林作業道の支障木伐倒に、同僚 B は森林作業道開設作業に従事していた。 10:30 頃、被災者はスギ（胸高直径 24 cm、樹高 22 m）を斜面下方へ伐倒した際、伐倒木が下方 10.0 m にあったヒノキ（胸高直径 22 cm、樹高 18 m）の枝に接触し、その反動で伐倒木の根元が回るとともに、弾みがついた状態で被災者の左足すね部分に当たり受災した。	労働安全衛生規則（抜粋） 第 47 条（伐木作業における危険の防止） 事業者は、伐木の作業を行なうときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行なわせなければならない。ただし、油圧式伐倒機を使用するときは、第 1 号及び第 3 号の規定は、適用しない。 - 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。 林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） 第 23 条（退避場所の選定） 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。 - 前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

№. 3

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
4	飛驒	H26.7.17 (木) 14:30 頃 5 年	男	35	造林	約 1 ヶ月	伐倒作業 (育成受 光伐)	当日、被災者は、同僚 3 名と伐倒集運材作業（被災者：伐倒・荷掛、同僚A：集材（ウインチ付グラブ運転）、B：造材（プロセッサ運転）、C：運材（フォワーダ運転））に従事していた。 14：30 頃、被災者はスギA（胸高直径 30cm、樹高 21.7m）を斜め上方に伐倒したところ、スギAがスギ伐根B（伐根径 42cm）に当たり跳ね上がった後に落ち、退避していた被災者の左足のすねに元口付近が当たり被災した。	3 号の防止対策に加え 林業・木材製造業労働災害防止規程解説（作業ポイント抜粋） 退避場所は、伐倒方向の反対側の斜面上方で、3メートル以上離れた箇所とし、でいきるだけ立木の陰を選びます。陰にする立木は、作業者の身を守るのに十分な胸高直径のものとします。 伐木作業安全衛生必携（安衛則第 3 6 条第 8 号に掲げる特別教育用テキスト抜粋） (1) 伐倒方向は、伐倒する立木の状態、隣接木の状況、地形、風向、伐倒後の作業方法、材を損傷させないこと等を考慮して、安全で確実に倒せる方向を選定すること。 (2) 伐倒方向は、一般的には、斜面の横方向か、斜め下方を選定すること。 ④ 上方向への伐倒は、不可能ではありませんが、通常は越こし木になり、立木が倒れるときに元口が作業者に当たり、伐倒木が滑落するとき作業者を巻き込むおそれがあります。
5	伊那谷	H26.8.22 (金) 15:40 頃 26 年	男	48	治山	約 8 週間	練ブロック積土留の床堀作業	当日、被災者は同僚 3 名と共に山腹工（練ブロック積土留工）作業に従事していた。 5 段目のブロック積の床掘を行うため、重機足場（1.4 m 四方）を人力にて確保した後、1 5 時過ぎからミニバックホウ（0.03 m³、重量 0.8 t、最小履帯幅 0.6 m）を索道で下ろし掘削作業を開始した。 1 5 時 4 0 分頃、床掘作業中に重機が傾いたことから重機を降りて目視で法肩を確認した後、重機を山側に寄せようと操作を開始したところ、重機足場の法肩が沈下し重機とともに転落した。 被災者は重機が滑り落ち始めた際に飛び降りたが、傾斜約 4 0 度の斜面を 7. 3 m 転落した。 なお、重機は 8. 5 m 転落し、根株及び支障木の集積箇所で止まった。	労働安全衛生規則（抜粋） 第 1 5 7 条（転落等の防止等） 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。 3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。 第 1 5 7 条の 2 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。 労働安全衛生法抜粋 第 2 9 条の 2（元方事業者の講ずべき措置等） 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 4

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
6	南木曾	H26.9.6 (土) 10:30 頃 30 年	男	55	造林	約3週間	伐倒・枝払い作業 (育成受光伐)	当日被災者は、6時40分頃会社を同僚11名と出発し、阿寺溪谷入口において全体ミーティングを行った後、1085い林小班で同僚A、Bとともに3名で伐倒作業に従事していた。(他の9名は、近隣の1077い林小班で伐倒・枝払い作業を行っていた。) 10時30分頃、被災者は傾斜約30度の斜面で、ヒノキ①(胸高直径34cm 樹高22m)を左斜め上方向に伐倒し、ヒノキ②(胸高直径44cm 樹高24m)をヒノキ①に重ねる様にして伐倒した。 その後、ヒノキ①の梢端部から約3m(高さ約1.5m)の位置に登り、梢端部側を向き後退しながら枝払いを行っていたところ、突然ヒノキ①が転動したために谷側へ約1.5m転落し、ヒノキ④に背中左側を打ち付けた。痛みは多少感じたが、作業に支障は無かったため終業時まで作業を行い帰宅した。翌日7日(日)には、多少の痛みはあったが、そのうちに収まるだろうと思い自宅で安静にしていた。しかし、8日(月)になっても痛みが引かないため会社に連絡し、つねだ整形外科病院で受診した。レントゲン撮影を行ったところ、肋骨3本が骨折していた。	安衛則第36条第8号に掲げる業務特別教育用テキスト 伐木造材作業用(抜粋) ① 材の安定を確認の上足場を確保してから作業に着手すること。 ② 材の上での枝払い作業は、転倒、転落のおそれがあるので行わないこと。 ③ 伐採現場での枝払いが困難な場合は、集材作業で材を動かしてから枝払いを行うこと。 ④ 枝払いは原則として山側に作業者が位置して行い、元口から材の先端へ向かって作業を進めること。
7	南信	H26.9.10 (水) 16:00 頃 年	男	52	立木販売	1ヶ月程度	造材作業	当日被災者は、同僚5名と伐倒集運材作業(被災者:伐倒・玉切、同僚A:玉切、同僚B:作業道作設(バックホウ運転)、同僚C:運材(フォワーダ運転)、同僚D:造材(プロセッサ運転)、同僚E:搬出(4トン車運転))に従事していた。 16:00頃、被災者は斜面下方に位置して伐倒したカラマツA(胸高直径38cm、樹高26m)を元口から玉切りを進め、2番玉を切り離れたところでカラマツAが斜面下方に転がり、その際に身体のバランスを崩して左足のふくらはぎを後方のカラマツB(枯死木:直径13cm、根元から3.5m)に打ち付け被災した。 打ち付けた左足に多少の痛みはあったが自力歩行が可能であったため、作業を止めて会社に連絡し、自家用車にて帰宅した。 翌朝になっても左足ふくらはぎの痛みが引かないため、11:30頃最寄りの医療機関(富士見高原病院)に受診し検査を受けたところ、骨折と診断され手当てを受けた。	林業・木材製造業労働災害防止規程(抜粋) (材の転落防止) 第30条 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする材が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。 2 会員は、玉切りした材が転落するおそれがある場合には、作業者に、その材を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。 (作業者の位置等) 第32条 会員は、斜面で玉切りの作業を行う場合において、材を切り落とすときは、作業者に、材の上方で作業を行わせ、かつ、作業者に、足先を材、チェーンソーの下に入れさせてはならない。

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 5

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 程度	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
8	南木曾	H26.9.12 (金) 16:00頃 40年	男	63	造林	1ヶ月	集造材作業：荷掛（育成受光伐）	当日被災者（荷掛手）は、6時50分頃同僚9名と現場に到着し、作業ミーティングを行った。 その後、同僚3名（A：集材機運転手、B：グラップル運転手、C：伐倒手（代理人））と集造材作業に従事していた。（他の6名は、D地点で次の架設作業に従事） 16時00分頃、被災者は伐倒木①（ヒノキ元口径22cm、長さ約18m）を集材するため、先端部から約4m（径11cm）の箇所スリングロープを巻き、ラジコンキャレージ（エンドレスライン走行式）で巻き上げを行い、無線で同僚Aに「ゆっくり盤台」の合図を送った。 合図を受けた同僚Aが集材を開始したところ、同僚Bが空荷のままのスリングロープが送られてきたことを不審に思い、無線で被災者に連絡したが応答がなかったため、同僚Bが被災者の所に行ったところ、伐倒木①の下に倒れていた被災者を発見した。 現場の状況から、集材機によりラジキャリを盤台方向へ移動し始めたところ、伐倒木①の元口部分が古い切株の間に挟まり、近くにあった立木A（ヒノキ胸高直径22cm、樹高17m）を支点に弓なり状態となった後、スリングロープを巻き付けた箇所から折れ、その反動で伐倒木①が被災者に当たり被災したものと推定される。	林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） （立入禁止箇所） 第54条 会員は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第2項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。 (1) 主索の下であって、荷の落下又は降下により危害を受けるおそれのある箇所 (4) その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所 （荷かけ作業） 第77条 会員は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないかを確かめること。 (2) 巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。
9	木曾	H26.9.13 (土) 9:30頃 19年	男	52	治山	約6ヶ月	仮設備撤去作業	当日8時頃から、被災者と同僚4名は、仮排水管（長さ6m、直径1m、厚さ9mm、重量1.2t）の撤去（被災者及び集材機運転手）、河床整理（主任技術者）、山腹工事（現場代理人、同僚1名）に従事していた。 被災者は、仮排水管を撤去するため、バックホーで仮排水管を掘り出した後、索道で仮排水管を吊り上げるためのワイヤーロープを掛け、9時20分頃、集材機運転手と無線で連絡を取りながら仮排水管を吊り上げた時、仮排水管（管の中には土砂が入っていた。）がバランスを崩し、被災者の頭部に当たり被災したと思われる。 索道の異常に気付いた現場代理人は、集材機運転手に無線を通じて集材機を停止させるよう指示し、主任技術者が被災現場に近づいたところ、仰向けに倒れている被災者を発見した。（この時、被災者は手足を動かせない状況であった。）	玉掛け作業の安全に係るガイドラインの策定について（抜粋） 4 玉掛け等作業の実施 事業者は、玉掛け等作業の作業中においては、各担当者に以下に掲げる事項を実施させること。 (2) 玉掛け者が実施する事項 ハ玉掛けに当たっては、つり荷の重心を見極め、打合せで指示された方法で玉掛けを行い、安全な位置に退避した上で、合図者に合図を行うこと。また、地切り時につり荷の状況を確認し、必要な場合は、再度着地させて玉掛けをやり直す等の措置を講じること。

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

№. 6

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
10	北信	H26.9.20 (土) 15:30 頃 48 年	男	71	造林	約 1 週間	伐倒作業 (保育間 伐活用型)	当日、被災者は同僚2名とミーティングを行ってから一人で森林作業道開設作業と作業道支障木の伐倒作業に従事していた。同僚2名は約300m先で先行伐倒を行っていた。 15:30頃、被災者が支障木(①ウリハダカエデ元口径18cm、長さ14m)を伐倒したところ、隣接していた②カラ マツの枯枝(高さ約12m)に接触して、その一部(直径3.3cm、長さ60cm)が落下し被災者の頭部と肩に当たった弾みで転倒し受災した。 被災者は、痛みがあったものの特に外傷はなかったことから、使用していたグラップルを自力で運転して駐車場まで移動した後、通勤車両で会社まで下山した。 被災者は、会社に災害の状況を報告し、念のため救急車を要請して北信病院(中野市)でCT検査を行った結果、骨などに異常はなく湿布と痛み止めが処方され帰宅した。 翌日(21日)になっても足や腰の痛みがあったため、しばらく休養して様子をみることにし、26日に再受診した結果、頸椎捻挫、腰部打撲、両下腿打撲と診断された。	林業・木材製造業労働災害防止規程(抜粋) (枝がらみの木、つるがらみの木の伐倒) 第21条 会員は、枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前かららんでいる枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 枝がらみの木が斜面の上下に位置しているときは、下方の木から伐倒すること。 (2) 枝がらみの木が斜面の左右に位置しているときは、小さい方の木から、枝がらみの反対の方向へ伐倒すること。 2 つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追い口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方に倒し、同時に伐倒させなければならない。
11	南木曾	H26.9.24 (水) 9:45 頃 3ヶ月	男	22	造林	約 3 週間	伐倒作業 (育成受 光伐))	当日被災者は、7時00分頃同僚17名と現場に到着し、作業ミーティングを行った後、同僚1名と伐倒作業に従事していた。(他の同僚16名は、1077い及び1084い林小班等で伐倒作業・歩道整備に従事していた。) 被災者は9:45頃、傾斜30度の山腹でサワラ(樹高18m、胸高直径30cm)を伐倒するため、受口を作成していたが、下切り面と斜め切り面の終点が一致しなかったため、受口正面側から斜め切り面にチェーンソーの刃先を入れ修正作業を行った際、チェーンソーがキックバックを起し左足の甲にチェーンソーの刃が当たり受災した。 被災者は、同僚に被災を告げると共に自力歩行により林道まで移動し同僚運転の車に乗って坂下病院に向かった。	2号災害を参照

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 7

12	岐阜 岐阜	H26.11.6 10:15頃 20年	男	57	造林 約2週間	除伐2類 作業	当日被災者は、8時30分より同僚2名と除伐2類作業に従事していた。 10時15分頃、スギ（伐根径12cm）を伐倒後、次の伐倒木へ向かい斜面を移動していたが、風倒木の先端部分が下層植生のサカキにかかって浮いた状態で歩行の支障となったので、先にサカキ（切断部径4～5cm）を切断し、次に風倒木を切断しようとした時に、チェーンソーの先端部分が風倒木に当たりキックバックを起こしたため、パーの先端部が左こめかみを切創し受災した。	2号災害を参照
13	岐阜 岐阜	H26.12.5 10:15頃 20年	男	63	造林 約1ヶ月	伐倒作業 （保育間伐）	当日、被災者は同僚3名（同僚A、B、C）と伐倒作業に従事していた。 10時15分頃、ヒノキA（胸高直径28cm、樹高18m）二股木を伐倒しようと受け口追い口を入れ、クサビを打ったが、伐倒方向の左斜め下方3mにあるヒノキB（胸高直径28cm、樹高18m）と枝絡みとなり倒れないことから、手で押したところ、つるが切れヒノキA（伐倒木）が時計回りに回転し、被災者の右足の甲に落ち受災した。	かかり木が生じた場合には、「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」（平成14年3月28日付け 基安安発第0328001号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長）及び、林業・木材製造業労働災害防止規程第20条に基づき適切に処理すること。
14	南木 曾	H27.2.23 14:00頃 8ヶ月	男	37	造林 約2週間	架線撤去 作業（育成受光伐外）	当日被災者は、同僚2名と架線撤去作業（15号線）に従事していた。 14時00分頃、傾斜約40度の山腹にある先柱のサドルブロック（主索用滑車）を撤去するため、同僚Aが先柱に登り、控え索（以下「ワイヤー」という）を外してサドルブロックのシャックルに通し（急傾斜地のためサドルブロックを地上に落とした際に滑落しないため）、ワイヤーの下方に弛みを設けサドルブロックを地上に落下させた。 その際、被災者と同僚B（現場代理人・林業架線作業主任者）は、落下後のサドルブロックの滑落を防ぐため、ワイヤーに弛みを設けて手で持っていたが想定よりサドルブロックが滑り落ち、ワイヤーが引っ張られた際に左手薬指を受災した。	林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） （柱上作業） 第52条 会員は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 （3）柱上より器具、工具類を投下しないこと。 林業架線作業主任者必携（能力向上教育テキスト抜粋） 2ー5支柱の解体作業 支柱には元柱、先柱、向柱があるが、作設のときと同様にガイドブロックとナイロンロープで作った荷卸し用道具を使って作業をする。

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

NO. 8

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
重大	木曾	H26.5.24 (土) 9:35頃 2年	男	25	生産	死亡	集材線架線作業	当日被災者は、同僚3名（A：架線作業主任者、B：先柱確認者、C：集材機運転手）と集材線（ホイスタチングキャレジ式ダブルエンドレス型）の架設作業（ガイドブロックの移動）に従事していた。この他に同僚Dは伐倒を、同僚EとFは土場で探索の準備を行っていた。被災者等は、先柱に設置してある荷上用エンドレスラインのガイドブロックに、走行用エンドレスラインが接触していたため、走行用エンドレスラインの角度を変更しようと、走行用エンドレスラインの緊張を緩めた後、先柱より先にあるガイドブロック位置Aをシメラーを使いガイドブロック位置Bに移動した。9時35分頃、走行用エンドレスラインが荷上用エンドレスラインのガイドブロックに接触しないかを確認するため、走行用エンドレスラインの緊張を徐々に強めたところ、台付けロープbに取り付けていたカムラー部分から、何らかの原因により、突然、台付けロープbが外れたため、ガイドブロックと台付けロープaが、元のガイドブロック位置Aの方向に2.9m戻り、台付けロープa付近にいた被災者の首付近に台付けロープaが当たり受傷した。	安全衛生規則（抜粋） 第151条の127（林業架線作業主任者の職務） 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。 第151条の142（立入禁止） 事業者は、林業架線作業を行うときは、次の箇所に労働者を立ち入らせてはならない。 3 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ 林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） 第54条（立入禁止箇所） 会員は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第2項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。（2）作業索の内角側であつて、台付け索の切断、ガイドブロックの脱落等により危害を受けるおそれのある箇所（4）その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所 2 会員は、前項の箇所に作業者を立ち入らせる必要がある場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に連絡し、機械の運転を停止させる等の措置を講じ、危害発生のおそれのないことを確認させなければならない。
重大	北信	H26.7.14 (月) 15:05頃 30年	男	48	林道	死亡	林道補修	当日、被災者は、北志賀林道補修を行うため、元請社員A（㈱新栄テック社員）と北志賀林道入口ゲート前に9時30分頃に集合し、ミーティングを行った後、10時00分頃から被災者がバックホウ（0.45m3）を、元請社員Aが軽トラックを運転して補修作業に着手した。14時50分頃、林道起点から4.3km付近まで来たところ、ブナの倒木（元口径90cm、長さ約21m）が長さ16m付近で折れて、路肩付近に突き刺さるようにして倒れているのを発見した。被災者はブナ倒木を除去するため、バックホウのバケットでブナの倒木を持ち上げるようにして、林道の谷側に約6m移動させた後、元口付近にバケットを当てて更に移動させようと、バックホウの位置を変えていた。15時05分頃、元請社員Aが写真撮影の準備のため目をはなした時、ザザーッという音で後ろを振り向くと、バックホウが林道下に落ちて行くところであった。現場の状況から、被災者はブナの倒木をさらに谷側に移動させようとバックホウで作業をしていたところ、何らかの原因で路肩が崩れたかキヤタピラが路肩から外れたために、バックホウとともに転落したものと推測される。	安全衛生規則（抜粋） 第157条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。 第157条の2 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

平成26年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

NO. 9

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
重 大	岐 阜	H27.2.6 (金) 14:13 頃	男	35	そ の 他	死亡	素材運搬 (保育間 伐活用 型)	当日、被災者は1名でトラックにより素材運搬（山土場から集積土場までの小運搬）作業に従事し、元請会社社員5名は集材作業に従事していた。 被災者はトラック（10t、ヒアブ付）により、山土場で素材を積み込んだ後、集積土場に向かって阿多粕鈴蘭林道（上）を走行していたところ、起点から3.5km地点にあった横断溝の鉄製の蓋がずれていたことからトラックを降りて直そうとした時、サイドブレーキの引きが甘かったことからトラックが動き出し振り向きざまにトラックと衝突したものと推測される。（トラックのドライブレコーダーを警察が確認したところ、トラックを降り横断溝に向かって歩いている被災者が確認され、その時点でトラックは動き出している。また、警察等の現場検証の際、サイドブレーキの引きが甘かったこと、エンジンはかかったままでギアはニュートラルであったことも確認されている。） その後、トラックは30m先の排雪された雪の山に突っ込み停止したが、被災者はトラック底部の何かに引っかかり引きずられたと思われ、停止したトラックの右後輪の後ろにうつぶせに倒れていた。 なお、左後輪の近くには被災者のものと思われる血痕と引きずられた痕跡が残っていた。	安全衛生規則（抜粋） 第151条11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。 1 フォーク、シヨベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。 2 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。 2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。 陸上貨物運送事業労働災害防止規程（抜粋） （逸走防止） 第67条の2 会員は停車中の貨物自動車が逸走することを防止するため、当該貨物自動車の運転者に、運転位置から離れるときは、エンジンを停止し、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じなければならない。